明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府五三）　一

〔府令・省令〕

○銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務四）　四

○農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一〇）　一〇

〔告　示〕

○総合特別区域を指定した件（内閣府二三六～二四一）　一〇

○最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件の一部を改正する件（金融庁六三）　二

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　四

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　四

会社その他
会社決算公告　五〇

府令

○内閣府令第五十三号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）第五条第四号、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第五条第一項第六号並びに資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第八条第一項及び第十六条第一項の規定に基づき、金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年八月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号を次のように改める。

一　海外営業拠点を有する銀行（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。）国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれもが、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率及び連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率及び連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会（長期信用銀行法第十七条及び信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を有するものに限る。）国際統一基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率のいずれも八パーセント以上であること。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二　海外営業拠点を有する銀行（第一号に規定するものを除く。）国際統一基準に係る単体自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第五条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　海外営業拠点を有する長期信用銀行及び海外拠点を有する信用金庫連合会（第一号の二に規定するものを除く。）国際統一基準に係る単体自己資本比率が八パーセント以上であること。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三　海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。第四号において同じ。）とする銀行持株会社　国際統一基準に係る連結自己資本比率が、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たすこと。

イ　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　連結総自己資本比率　八パーセント以上であること。